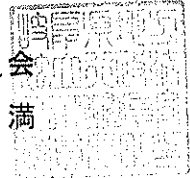


地独評委第3号の5  
平成24年 8月 9日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会  
委員 長 清 島 満



意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第5項の規定による当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第40条第3項の規定により平成24年7月17日付け看大第70号で法人から岐阜県知事に対して承認の申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承認することが適当である。

